


今後の再発防止に向けた取組方針（素案）

項目	検討会議からの提言 	今後の取組方針	分類	スケジュール	
1 コンプライアンス及び職員倫理条例の更なる周知徹底について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倫理条例の目的や、利害関係者の範囲、禁止行為の内容などについて、職員に更なる周知徹底を図るべきである。 ○ 今回の事件を教訓として、職員が自分事として理解できるよう、研修の内容等の見直しを図るべきである。 特に県土整備部の職員は、その業務の特性から高いリスク感覚が求められることから、職員への意識付けのための取組を行うべきである。 ○ 入札・契約業務の相手方となる事業者等に対しても、引き続き倫理条例の周知を図っていくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 全職員を対象に、倫理条例に関する研修を定期的実施する。 ② 今回の事件を踏まえ、研修資料についてはより分かりやすく具体的な内容のものを作成する。 また、県土整備部においては、公共事業の担当部局であることを踏まえ、職員が高いリスク感覚を持ち続けるための取組を実施する。 ③ 公共工事の入札・契約事務の相手方となる事業者団体を通じ、事業者等に対して倫理条例の周知を図っていく。 	新規 改善 新規 改善	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度から ・速やかに着手（令和6年度中に研修実施） ・令和6年度から ・令和6年度中に関係団体と調整 	
2 事業者との適切な関係性の確保について	(1) 利害関係者との飲食の届出制度の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己負担により利害関係者と共に飲食を行う場合、現在は自己の飲食に要する額が1万円を超える場合に事前の届出を行うこととされているが、より透明性を高め、不適切な関係につながらないよう、1万円以下の場合についても届出の対象とするよう見直しを図るべきである。 ○ 見直しに当たっては、不適切な関係につながる可能性が低い飲食や透明性の確保されている飲食を届出の対象から除外することや、より事務負担が少ない提出方法を認めること等により、職員及び利害関係者双方の負担を軽減し、制度の実効性を確保する方法を検討するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 倫理規則に定める、自己負担等により利害関係者と飲食を行う場合の届出の対象について、現在「自己の飲食に要する費用が1万円を超えるもの」としているところを、金額による基準を設けないこととする。 ② 利害関係者との飲食のうち、不適切な関係につながるリスクの低いものは届出の対象外とし、また実効性を確保するため、より簡便な届出の方法を導入する。 ③ 透明性を確保するため、毎年度、飲食の届出の件数を県ホームページで公表する。 	改善 改善 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規則改正（令和6年度中） ・令和7年1月公布 ・令和7年4月本格施行 ・令和6年度分から
	(2) 夜間・休日における事業者への連絡手段について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間・休日における建設業者との連絡方法として、個人携帯電話を使っているケースでは、その個人携帯電話を通じて働きかけを受けるリスクがあるため、働きかけをしようとする業者に対するけん制効果という点から、公用携帯電話を配付し、公用携帯電話にしか連絡させないことも検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 出先機関幹部職員が個人携帯電話を通じた業者からの働きかけを受けるリスクを低減するため、夜間・休日に災害等の緊急事態が発生した際に幹部職員と建設業者との間での連絡に用いることのできる公用携帯電話を導入する。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度から
3 働きかけへの対応について	(1) 利害関係者からの働きかけを記録する制度について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員に対する働きかけをけん制するとともに、働きかけに組織的に対応するため、職員が、入札・契約、許認可、補助金等の事務の相手方となる利害関係者から不当な働きかけを受けた場合、これを記録する制度の導入を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 入札・契約、許認可、補助金等の相手方からの不当な働きかけを受けた場合、記録し所属長に提出する制度を導入する。 ② 透明性を確保するため、毎年度、働きかけの記録の件数を県ホームページで公表する。 	新規 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱制定（令和6年中） ・令和6年度中に運用開始
	(2) 利害関係者からの働きかけに対する通報・相談体制について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「内部通報制度」や「入札契約業務適正化相談員制度」について、制度自体の周知に努めるとともに、通報・相談先を周知することなどにより、通報・相談をしやすい体制を整備すべきである。 ○ 「入札契約業務適正化相談員」に指定される職員への研修やマニュアルの作成等により、相談に対して適切に対応する体制を整備すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 内部通報相談窓口のホームページへのリンクを庁内ホームページのトップページに常時掲載し、周知を図るほか、入札契約業務適正化相談員制度や倫理条例の相談窓口について、研修やホームページ等により周知を図る。 ② 入札契約業務適正化相談員用のマニュアルを作成し、適正な対応を確保する。 	改善 改善	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに実施 ・令和6年度中にマニュアル作成
4 退職者への対応について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県を退職する職員に対して改めて倫理条例の内容の説明を行うなどにより、退職者を介して職員が利害関係者と不適切な関係を持つことの抑止を図るべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 退職が予定される職員に対して倫理条例に関する説明を実施することなどにより、注意喚起を図る。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度末退職予定者から 	
5 入札契約のあり方について	(1) 入札方式について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不良・不適格業者の排除や地域産業の育成を図るための必要な条件の設定や、事務負担の軽減を図った上で、一般競争入札の拡大を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 不良・不適格業者の排除や地域産業の育成を図るための必要な条件の設定や、事務負担の軽減を図り、一般競争入札を拡大する。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度から試行
	(2) 不正を事前に把握する取組について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止の観点から、県において不正をチェックする仕組みについて、不断に検討することで、入札参加業者に対して、不正は許さない、見逃さないという姿勢を示すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 不正をチェックする仕組みを適宜改善していくため、他団体の事例収集などを継続的に行う。 ② 透明性の向上のため、落札率を含めた入札・契約結果の一覧表を県ホームページで公表する。 	新規 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに着手 ・速やかに実施
	(3) 不正を行った業者に対するペナルティについて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名停止期間の運用ルールにおいて、現状では、当初適用する期間は最も短い期間として、内容の悪質性を踏まえて延長しているが、当初から最も長い期間で指名停止とすることを検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 業者の不正防止についての意識を高めるため、当初適用する指名停止期間は最も長い期間とする。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度から

項目		検討会議からの提言 	今後の取組方針	分類	スケジュール
6 入札情報等の管理のあり方について	(1) 職員間の情報共有のあり方について	○ 全庁ファイル共有システムの使用に当たり、機密性の高い情報について業務に関係のない職員が閲覧できないような仕組みを構築し、管理を行うとともに、併せて、その運用状況を継続してチェックしていく仕組みを作ることが重要である。	① 県土整備部において、機密性の高い電子情報の取扱いについて、フォルダ毎に扱う情報の内容やアクセス可能な者等を所属長が適切に把握するなどの運用方針を定めるとともに、運用方針に従った取扱いをしているかチェックする仕組みを構築する。	新規	・令和6年度から
	(2) 入札に関連する情報への職員の関与について	○ 業者が不正に働きかける機会を無くしていくためには、秘匿を要する情報への職員の関与をなるべく少なくすべきであり、調査基準価格を開札時にシステム上で算出する方式などにより秘匿を要する情報を直前に作成する、情報を取り扱う部署や職員を限定化するなど、情報漏えいのリスクがより低い事務のあり方を検討すべきである。	① 開札時にシステム上でランダム係数を乗じて調査基準価格等を算出する方式など、秘匿を要する情報を直前に作成する仕組みを導入する。 ② 総合評価落札方式における施工計画など、秘匿性の高い情報を取り扱う職員の更なる限定化を進める。	新規 新規	・令和7年度から ・速やかに着手